

京都市消防局訓令甲第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局政策推進主任等設置規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

京都市消防局政策推進主任等設置規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(京都市消防局政策推進主任等設置規程の一部改正)

第1条 京都市消防局政策推進主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第6条中「, 担当局長」及び「, 防災危機管理室長」を削る。

(京都市消防局災害活動組織規程の一部改正)

第2条 京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(防災危機管理室を除く。)」を削る。

別表第2中

南第3消防隊		東寺消防出張所	を
南第4消防隊	ポンプ車	西八条消防出張所	
南第5消防隊	ポンプ車, 化学車	久世消防出張所	
南部救助隊	救助工作車	吉祥院消防出張所	
南第1救急隊	救急車, 大型救急車	本 署	
南第2救急隊		西八条消防出張所	

南第4消防隊		西八条消防出張所	に改める。
南第5消防隊	ポンプ車, 化学車	久世消防出張所	
南部救助隊	救助工作車	吉祥院消防出張所	
南第1救急隊	救急車, 大型救急車	本 署	
南第2救急隊	救急車	西八条消防出張所	
南第3救急隊		東寺消防出張所	

(京都市消防装備規程の一部改正)

第3条 京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

第6条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同項第1号中「, 防災行政無線施設」を削る。

第22条中「、防災行政無線施設」を削る。

別表第1 消防機械の項中 「

防災パトロール車
----------

」を削り、同表防災行政無線施設の項を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)